

第34回甲府地方・家庭裁判所委員会議事概要

日時：令和3年1月25日（月）午後2時30分から午後4時20分まで
場所：甲府地方・家庭裁判所大会議室
出席者： 地方裁判所委員・家庭裁判所委員（五十音順） 石塚委員，内田委員，笠井委員，久津間委員，小林委員，櫻井委員，去石委員，關本委員，中條委員，根津委員，保坂委員，松本委員，水野委員，森元委員，安出委員，山崎委員，横山委員，渡辺委員 甲府地方裁判所 園田民事部裁判官，高瀬民事首席書記官，佐藤民事訟廷管理官，更科刑事首席書記官，岡崎事務局長 甲府家庭裁判所 石川首席家庭裁判所調査官，新井首席書記官，戎事務局長，金杉総務課長，中島総務課課長補佐（書記）
議事テーマ 民事訴訟手続のIT化について
（次回期日及びテーマは今後調整）

1 新任委員の挨拶

水野委員，内田委員，安出委員，笠井委員

2 新委員長選任等

(1) 地方裁判所委員会委員長選任

地方裁判所委員の互選により笠井委員が委員長に選任された。

(2) 家庭裁判所委員会委員長選任

家庭裁判所委員の互選により笠井委員が委員長に選任された。

3 議事（民事訴訟手続のIT化について）

- (1) 甲府地方裁判所民事部裁判官による民事訴訟手続のIT化に関する説明
- (2) 甲府地方裁判所民事部裁判官及び同書記官によるウェブ会議の模擬手続実施
- (3) 質疑・応答，意見交換

【発言者の表示 ◎：委員長，○：委員，□：裁判所】

- ◎ 民事裁判についてウェブ会議の模擬手続を御覧いただいたところあるが，その手続や内容について御質問があればお願いしたい。
- 裁判所と代理人が使用していたシステムについて教えていただきたい。
- ◎ マイクロソフトのチームズを使用している。実際の手続では代理人である弁護士との協力を得て行っている。
- 本日の模擬手続は非公開の手続なのか。公開の法廷で行われている裁判もウェブ会議で行うことができるのか。
- ◎ 本日の模擬手続は非公開の手続を御覧いただいた。現在ウェブ会議を実施しているのは，当事者双方の代理人が出頭しないで画面に手続に参加する書面による準備手続と一方の代理人が出頭し，もう一方の代理人が出頭せずに画面で参加する弁論準備手続である。公開の法廷での手続を行うためには法改正が必要であり，現在，法制審議会で議論しているところである。
- 本日の模擬手続では，画面に映る二人の方がマスクをしていたこともあって，原告代理人，被告代理人のどちらなのか混乱してしまったので，それが分かるように発言者のマークが出たら分かりやすいと感じた。当事者本人が代理人とは別の場所から参加することをもあり得るのか。
- 本人が代理人の事務所において代理人と一緒に参加することはあり得る。本人が代理人と違う場所から参加することは，その場に代理人ではない第三者がいる可能性も踏まえ，事件の担当裁判官の判断になる。
- ◎ 発言者の特定についてはどうか。

- 代理人も個性の違いがあるため、特定についてこれまで特段不自由を感じたことはない。多数の代理人が参加する大きな規模の事件の場合には発言者の特定のルールが必要となることもあり得るかもしれない。
- ウェブ会議で行われた手続の記録化は本来どのように行われるのか。マイクロソフトのチームズは録画機能がついているが、これを使うのか、手続参加者による録画やその流出のおそれはないのか。
- 一方当事者が出頭して、もう一方の当事者がウェブ会議で参加する弁論準備手続の場合は弁論準備手続調書を作成し、双方の当事者が出頭せずにウェブ会議で参加する書面による準備手続の場合は、調書は作成せずに経過メモを作成している。録画については、チームズにその機能は備わっているが、争点整理手続において録音録画は想定していない。セキュリティについては、参加する代理人には多段階認証をさせていただいているなど、最高裁判所において所要の措置を講じていると聞いている。
- ◎ 手続の記録化については、今後、更に検討されていくものと思われる。現行法での運用は今の説明のとおりであるが、まだスタートを切ったばかりなので今後工夫を重ねていくことになるだろう。
- 令和2年12月14日から甲府でもウェブ会議が12件実施されたとのことであるが、どのような事件だったのか教えていただきたい。まだ始まったばかりではあるがウェブ会議の問題点や課題が分かれば教えていただきたい。
- 私が担当する事件の実例としては、被告が多数存在する事件で、代理人が3グループに分かれ、2グループが東京、1グループが他の地方の事務所という事件でウェブ会議を実施した事例があった。この事案では、従来の電話会議による争点整理手続では、機材の制約や手続上の制約のため、代理人のうち1名が裁判所に出頭する必要があったが、ウェブ会議を利用することで、代理人が全員出頭することなく全員と画面を通じて顔を見ながら手続を実施で

きた。また、山梨県内においても、裁判所まで片道1時間程度かかる地域に事務所のある代理人がウェブ会議で参加した事例もある。課題等については、始まって1か月程度経過した段階であるが、今のところ順調に進んでおり、問題は顕在化していないと感じている。

- ウェブ会議に参加するための場所、会場についてルールがあれば教えていただきたい。また代理人のいない本人が直接参加する場合のサポート態勢について確認させていただきたい。
- ウェブ会議については、今のところ訴訟代理人が利用することを想定しており、基本的には代理人の事務所が想定され、それ以外にも会議の内容が第三者に漏れない場所が考えられるが、各事件における担当裁判官の判断になる。
- ◎ 本人のサポート態勢については、フェーズ2、フェーズ3に向けて議論がされていると承知している。
- 模擬手続では被告側が一方的に話をしていて原告側が言いたいことを言えていないとの印象を受けた。オンライン診療などの場面でも細かな仕草など分かりにくい部分もあり、しゃべるのが下手な人はしゃべりにくいのだろうと感じている。診察は医師と患者の人間関係をどう構築していくのが大切だと思っており、それは裁判所も同じなのではないかと感じた。
- ◎ 御指摘の点はとても重要であり、今回は模擬手続だったが、現実の手続では双方からそれぞれ意見を述べてもらって議論を進めていくことになる。ウェブ会議でできることもあるが、生身の人間同士が向き合うことでできることもある。電話会議よりは顔の見えるウェブ会議の方が分かりやすいと思うが、画像では伝わらない部分もあると思うので、お話しいただいた意見も参考にさせていただきたい。
- 診察では診察室に入ってきたときからよく患者の様子を見るようにと教わ

ってきている。患者と信頼関係を築くのは難しいので直接やりとりとするこ
とも大切である。

- ◎ 直接顔を合わせて手続を行うことは、例えば家裁の調停手続では重要だと
感じることもある。民事訴訟手続の I T 化だけでなく、もう少し広く裁判手
続の I T 化という意味も含めて御意見をいただければありがたい。例えば、
裁判手続の I T 化について運用面でどのようなことを期待されているのか、
あるいはどのような点に留意したらよいのかなどといった点について様々な
御意見をいただきたい。
- ウェブ会議ではマイクロソフトのチームズを使っているとのことだが、全
国で統一されているのか、ズームなどではなくチームズとした理由をお聞か
せいただければありがたい。
- ◎ 全国の裁判所で統一してチームズを使用している。それぞれのソフトでメ
リット、デメリットがあると思われ、例えばファイル共有ができることはメリ
ットと考えられるが、具体的にチームズとした理由については承知していな
い。
- 諸外国の裁判手続の I T 化について教えていただきたい。
- 政府内での検討会での配布資料の内容や承知している報道に基づく回答に
なるが、米国ではオンラインでの書面提出を相当前から実現しており、先進的
な国として、シンガポールはかなりの部分でオンラインへの移行が進んでい
ると聞いている。韓国でもオンラインでの提出が始まっている模様である。
日本の場合は、ウェブ会議というお互いの顔を合わせる部分から始めている
点が、諸外国とは異なる特徴的な点であると認識している。
- ◎ e 提出という点は先進国ではだいぶ進んでいるのではないかと思っている。
2006年に私がオーストラリアに行ったときに、その当時では全てではな
いものの電子提出が取り入れられていた。I T 化の議論のきっかけとして、諸

外国と比較して日本の裁判においてIT化をもう少し進めるべきではないかという議論がなされたと聞いており、諸外国の状況を踏まえて進めている部分はあると認識している。

○ IT化の導入は裁判の迅速化がねらいであり、経済界からの要請があったと聞いたことがあるが、現在の審理期間と比べて、e法廷まで実現した場合、どのくらい迅速化が進むのか。

◎ どのくらい短縮されるかというのは難しい部分もあるが、民事訴訟で審理を迅速化するためには、審理内容を充実させ、できる限り短い期間で審理を進めるために争点整理をきちんとやっていく必要がある。そのためには、代理人との間のコミュニケーションをしっかりと取っていく必要があるが、裁判所への来庁を求めると期日が入りにくいときでもウェブ会議を利用することで事務所から手続に参加できるようになり、争点整理の時間が短縮されるし、中身の議論も充実させることができるのでスピーディな裁判手続につながっていくと考えられる。

○ 利用する私たちにとって、民事訴訟手続のIT化によるメリット、有効性がなかなかうまく伝わりにくいのかなという印象がある。将来的にe法廷まで進めていく場合にどのような部分をポイントに伝えていこうと考えているのか教えていただきたい。

◎ 民事訴訟でいえば、ウェブ会議によることで争点整理や審理の充実につながるメリットが考えられるし、電子的な申立て、記録の電子化が可能となれば、例えば記録へのアプローチの点で、弁護士事務所から記録の電子データにアクセスできるようになっていくこともあるだろうと思われる。また、電子提出については、サポート態勢をどのようにしていくのかも含めて議論されていると承知している。どのように進めていくのが国民にとっていいのかという部分も含めて議論がなされていると考えており、これから内容が決まって

いく部分だと思われる。

- ウェブ会議による争点整理手続を大変興味深く見させていただいた。裁判官からの説明を聞き、これまでは忙しい弁護士と相對して手続をする代わりに、可能な範囲で電話会議を利用していたが、それは効率的ではない方法だったので、ウェブ会議を活用することでより効率的にできるようになったと感じた。従前はマニュアル的であり、複雑で効率的でない方法でやっていた手続とウェブ会議を利用した手続を比較して、効率的に運用できることを押し出すことでより効果的なアピールができるのではないかと思う。現在は争点整理手続という部分的な運用をされているところ、IT化、e法廷といった範囲を広げて活用していく場合、裁判という非常にデリケートな案件なので、セキュリティ面では万全のシステム構築をしていただきたいと思う。実際にはフェイス・トゥ・フェイスでないと難しい場面があると思っている。裁判においては、裁判官の心証形成が重要だと聞いたことがあるが、IT化により裁判官の心証形成に何らかの影響があるのかを教えてください。
- ◎ IT化が裁判にどのような影響を及ぼすかということについて、裁判は最終的には人間としての裁判官が判断をする手続である。ITというのはひとつのツールであり、裁判をしていく上で有効に使えば非常にメリットがあると思うので、人間としての裁判官が判断するために一番有効な使い方はどういう方法なのかを我々は考えていかなければならないと思っている。これからも議論していかなければならないことであり、正解がすぐに見つかるものではないと考えられる。フェイス・トゥ・フェイスでないと分からない部分があるというのはまさにそのとおりであって、直接話をするのが大事な場面も少なからずあると感じており、使い分けが非常に重要と思われる。
- 利用者目線で話をさせていただくと、企業や民間のお店ではキャッシュレスにしないと物が売れないという部分があるところ、裁判所もデジタル化さ

れ、I Tを使って争点整理ができるというのは、利用者にとって選択肢が増えるという意味ではとてもいいことだと思う。裁判所の中から見るとこの部分をデジタル化すると事務効率が上がるという部分でI T化を進めることによって、生産性の向上、最終的には裁判の迅速化につながり、利用者の利便性につながるという視点で見た方がいいのではないかと思う。

◎ 裁判には難しい面もあり、企業と違って、効率化して生産性を最大限に上げればいいのかといえれば必ずしもそうとは言えない部分がある。法律に基づく判断という動かさない部分がある中で、I Tで最大限効率化を図るところを探っていかなければならないと考えている。

○ 民事調停委員をやっているが、調停の場面でI Tを活用するのはなかなか難しいと感じている。本人が調停の場になかなか来ることができない場合に電話会議で話をするところがあるが、その場合に調停委員の側から顔が見えない、表情が見えないとなると、相手の考えや感情が分かりにくいので、少しでも顔が見えるといいと思う。また、調停では、高齢で裁判所まで来ることができない場合や代理人がつかない場合が多いので、調停の場面でも本人が裁判所に来ることができない場合に画面を通じて話ができる方法もあるといいと思う。

◎ 家事調停でも電話会議を使う場面がとても増えてきており、本人の場合でも電話会議の方法によることが増えてきている。これはこれでひとつのやり方ではあるが、顔の見えないところをクリアできないかということもあると思う。

○ 家事調停委員をやっているが、家事調停でも電話会議の場面は多数ある。養育費など経済状況が分かる資料があれば算定可能な事案では、電話会議でスムーズに決まることもある。しかし、離婚など複雑な事件では、電話会議だと顔が見えず、表情が分かりにくいことも多い。最近はコロナの状況もあり

電話会議が増えているが、一度でも当事者に来ていただいて顔がなんとなく想像できるとやりやすいと感ずることがある。

- ◎ 今日は民事訴訟手続の I T 化を御覧いただいたが、これから民事以外の分野にも I T 化を広げていくことが考えられ、令和 2 年 7 月の閣議決定の中でも家事を含めて言及されているので、これから議論されていく部分だと思われる。
- 民事訴訟の中でどのようなものをウェブ会議でやっていくのか。ウェブ会議で行う事件をどのように選んでいるのか。
- ◎ 法律上の制限はないが、運用上適した事件というのはあると思われる。
- ウェブ会議での審理に向いているという事件類型は特に思い当たらないが、例えば図面が必要な建築事件などでは、図面を画面に映した上で、議論することが可能になる。また、ウェブ会議で使用しているチームズでは、クラウド上でファイルをやりとりすることも可能であることから、この機能によるメリットを活かしやすい事件はあるように思われる。例えば、診療の経過を膨大なデータから一覧表にすることがある医療事件では、弁護士間で書類のやりとりをして一覧表を作成するということがこれまでもあったが、クラウド上でファイルをやりとりすることで書面の作成が容易になるため、メリットを活かしやすいと思われる。
- ◎ これまでの電話会議では遠距離の場合が多かったが、ウェブ会議では必ずしも遠距離である必要はないところがある。コロナの関係もあり、首都圏から代理人に来ていただくというのはなかなか難しい状況であるため、そういった部分での活用もできていると思われる。
- これからの I T 化について、全面的に I T 化を目指すという部分もあるのかもしれないが、必ずしもウェブ会議ありきということではなく、内容や代理人の希望などそれぞれの事情に応じて、臨機応変に対応することが大切だと

思う。甲府では代理人が見つからない本人訴訟はどのくらいの数があるのか。本人ではデジタル環境に対する習熟度にばらつきがあると考えられ、配慮はされると思うが、本人訴訟の割合が高いと移行も難しくなるのではないか。

- ◎ 本人訴訟はそれなりの件数があると思う。そういった方々の関係でどのようにITを考えていくのかについては議論がされていると承知している。そういった部分を含めてメリハリはとても大事なことなので、どういう形で利用するのが効果的かを考えていく必要がある。
- 統計資料は手元にないが、地方裁判所においては、原告又は被告のいずれかが本人訴訟の割合は少なくとも3割以上はあったと記憶している。
- ◎ 家裁ではさらに本人の割合が高くなると思われるので、そういった点も考慮していく必要がある。本人の場合にもウェブ会議を活用した方がいいという意見もいただいたが、いろいろな要素を考えながら進めていくことになると思われる。
- どのような場面で利用するのがいいのかという点では、調停から使っていくのがいいと思う。当事者の中には仕事が忙しくてなかなか時間がとれない方もいると思うので、裁判所まで来なくて済む、時間的な束縛がなくなるという面もあるし、お互いが納得して早く解決するという迅速性というのはまさに調停で求められることだと思う。特に感染症の状況では、調停室や待合室が密となる可能性もあるので、調停から使っていくことがいいと思う。
- ◎ 調停は当事者の顔が見えるといい部分が多いと思うので、図面を使う場合などとは使い方が違うのかもしれないが、そういったところも含めながら考えていく必要があると思われる。